

# JIS

## ワイヤロープ

JIS G 3525 : 2013

(JWPA/JSA)

平成 25 年 11 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 鉄鋼技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	長 井 寿	独立行政法人物質・材料研究機構
(委員)	磯 村 陽 治	一般社団法人日本鉄道施設協会
	岩 本 佐 利	一般社団法人日本電機工業会
	宇 治 公 隆	首都大学東京
	太 田 幸 男	高圧ガス保安協会
	岡 崎 雅 之	公益社団法人自動車技術会 (株式会社本田技術研究所)
	緒 方 隆 昌	一般社団法人日本非破壊検査協会 (川崎重工業株式会社)
	北 田 博 重	一般財団法人日本海事協会
	木 村 裕 司	大同特殊鋼株式会社
	吉 良 雅 治	一般社団法人日本産業機械工業会
	櫛 田 宏 一	JFE スチール株式会社
	田 中 龍 彦	東京理科大学
	千 葉 光 一	独立行政法人産業技術総合研究所
	都 祭 弘 幸	一般社団法人日本建設業連合会 (五洋建設株式会社)
	安 田 素 郎	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	芳 山 純一郎	新日鐵住金株式会社

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 25.5.9 改正：平成 25.11.20

官 報 公 示：平成 25.11.20

原 案 作 成 者：線材製品協会

(〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-2-10 鉄鋼会館 TEL 03-3669-5311)

一般財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：鉄鋼技術専門委員会 (委員長 長井 寿)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	4
5 材料	7
5.1 線材	7
5.2 繊維心	7
5.3 ロープグリース	7
6 製造方法	7
6.1 素線	7
6.2 ロープ	7
7 機械的性質	7
7.1 破断力	7
7.2 ねじり特性	26
7.3 巻解性	26
8 亜鉛めっき特性	26
9 寸法及び許容差	27
9.1 素線の径の差	27
9.2 ロープ径	27
10 外観	28
10.1 素線	28
10.2 ロープ	28
11 試験	28
11.1 一般	28
11.2 素線試験	28
11.3 ロープ試験	29
12 検査	31
12.1 一般	31
12.2 より合わせ後の素線の検査	31
13 包装	32
14 製品の呼び方	32
15 表示	32
16 報告	33
附属書 JA (規定) より合わせ前の素線の特性, 試験及び検査	34

	ページ
附属書 JB (規定) 集合破断力からローブ破断力を算出する方法 .....	37
附属書 JC (参考) JIS と対応国際規格との対比表 .....	39
解 説 .....	49

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、線材製品協会 (JWPA) 及び一般財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS G 3525:2006** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成 26 年 11 月 19 日までの間は、工業標準化法第 19 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS G 3525:2006** によることができる。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

## ワイヤロープ

## Wire ropes

## 序文

この規格は、2004年に第3版として発行されたISO 2408及び2004年に第2版として発行されたISO 4344を基とし、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書JCに示す。

## 1 適用範囲

この規格は、機械、エレベータ、建設、船舶、漁業、林業、鉱業、索道などに用いる一般用ワイヤロープ（以下、ロープという。）について規定する。

なお、異形線ワイヤロープ、航空機用ワイヤロープ、操作用ワイヤロープ及び構造用ワイヤロープには、適用しない。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 2408:2004, Steel wire ropes for general purposes – Minimum requirements

ISO 4344:2004, Steel wire ropes for lifts – Minimum requirements（全体評価：MOD）

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS G 3506 硬鋼線材

JIS H 0401 溶融亜鉛めっき試験方法

JIS Z 8401 数値の丸め方

## 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

## 3.1

## 素線（wire）

ストランドを構成する鋼線。めっきを施さない裸素線と亜鉛めっきを施しためっき素線とがある。

## 3.2

## ストランド（strand）